

阿武町誤振込み事件控訴審判決の 問題性について

松 宮 孝 明*

目 次

- 1 問題の所在
- 2 1 審判決の要旨
- 3 控訴審判決の要旨
- 4 両判決の問題点
- 5 むすびに代えて

1 問題の所在

本件は、2022（令和4）年4月8日、地方公共団体である阿武町の職員が住民税非課税世帯に対する臨時特別交付金4630万円を、誤って山口銀行阿武支店（仕向銀行）の同町の口座から三菱UFJ銀行宇部支店（被仕向銀行）にある被告人名義の普通預金口座に振込入金し、この誤振込みの事実が仕向銀行から阿武町に通知され、被告人は、この事実を阿武町職員から知らされた後に、複数回にわたり、携帯電話機を操作して、三菱UFJ銀行の支払い等の事務処理に使用される電子計算機に対し、自己の口座からオンラインカジノサービスの代行決済業者等名義の普通預金口座に振込みを依頼する旨の情報を与え、上記誤振込金員の大半を振込入金させたというものである。

本件では、上記のように、被告人による本件振込依頼の前に、仕向銀行

* まつみや・たかあき 立命館大学大学院法務研究科特任教授

から阿武町に誤振込みの指摘があった上で仕向銀行から被仕向銀行に本件誤振込みについての組戻しのお願いの電話連絡がなされている。その上で、阿武町職員が被告人宅を訪問し、被告人に対して本件誤振込みについて、被仕向銀行まで「組戻し」の手続きに行くことを依頼した。その際、被告人は、阿武町職員から、「組戻し」は受取人本人が銀行に行かないと手続きできないとの説明を受けている。実際、これは誤振込み問題を理解するうえで決定的に重要なことであるが、銀行実務では、受取人本人が直接申請しないと「組戻し」はできない。また、阿武町からは被告人が本件振込依頼をする前に仕向銀行に組戻依頼書が提出され、上記振込組戻センターに組戻依頼電文が送信されていた。そこで、被仕向銀行は振込金組戻承諾書の準備をして、被告人らの到着を待っていた。

しかし、被告人は、上記振込金組戻承諾書への署名を拒否して、その後、上記の振込依頼を行った。つまり、被告人が誤振込みの事実を知ったのは仕向銀行、被仕向銀行、阿武町の関係者がこれを知った後であり、かつ、本件誤振込みの原因は仕向銀行、被仕向銀行の過誤ではなく、振込依頼人である阿武町の職員の過誤であったことも、被告人による決済代金の支払委託や振込依頼前に明らかになっていた。被告人は、これらの事実を知った後で、本件の「組戻し」を拒否したのである。

このような事案では、被仕向銀行に「自行の入金処理に誤りがなかったかどうかを確認する一方、振込依頼先の銀行及び同銀行を通じて振込依頼人に対し、当該振込みの過誤の有無に関する照会を行うなどの措置」を執る必要性は認められない。なぜなら、被告人を含むすべての関係者が、入金処理の誤りではなく、振込依頼人に当該振込みの過誤があったことを知っているからである。ゆえに、被告人には、当該振込みについて、これが「誤った振込み」であることを被仕向銀行に告知する必要はない。ましてや、被告人にはそれを告知すべき義務はないであろう。

それにもかかわらず、本件では、以下で紹介する1審判決¹⁾や控訴審判決²⁾において、被告人には「当該振込について誤振込であると認識していること」を被仕向銀行に告知すべき義務があり、かつ、それを怠ってオンラインで送金を行ったことは「正当な権利行使」であることを装った「虚偽の情報」を電子計算機に与えるものとして、電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の2）が成立するという。そこに、本件の最大の問題がある。

2 1審判決の要旨

これにつき、第1審の山口地裁は、2023（令和5）年2月28日、以下のよう
な理由を付して被告人に電子計算機使用詐欺罪の成立を認め、懲役3年
執行猶予5年の判決を言い渡した（以下、「1審判決」と記す）。なお、以下の
下線は、すべて筆者による。

第1：「被告人は、……三菱UFJ銀行のデビット取引に係る代金決済の
支払等の事務処理に使用される電子計算機に対し、被告人口座に
振り込まれた本件誤振込金につき、誤って振り込まれた被告人に
無関係なものであることを認識しているものの、その旨を三菱UFJ
銀行に告知していないため、本件誤振込金についてデビットカー
ド情報を利用して決済代金の支払委託等をすることが許されない

1) 1審判決は山口地判令和5・2・28裁判所ウェブサイトである。これに対する評釈として筆者が知り得たものに、大関龍一「判批」刑事法ジャーナル77号（2023年）146頁、杉本一敏「判批」法学教室514号（2023年）122頁、品田智史「誤振込みと財産犯」阪大法学73巻3号（2023年）620頁、松原芳博「判批」季刊刑事弁護116号（2023年）87頁、松宮孝明「判批」新・判例解説Watch33号（2023年）167頁、同「誤振込みと財産犯」（成文堂、2023年）109頁、佐竹宏章「誤振込によって生じた預金債権と財産犯の成否」刑法雑誌64巻1号（2025年）104頁がある。

2) 控訴審判決は広島高判令和6・6・11裁判所ウェブサイトである。これに対する評釈として筆者が知り得たものに、松原芳博「判批」季刊刑事弁護120号（2024年）180頁、品田智史「判批」新・判例解説Watch36号（2025年）157頁、小池信太郎「判批」刑事法ジャーナル83号（2025年）115頁、佐藤結美「判批」令和6年度重要判例解説（2025年）124頁、小林佑介「判批」日本法学91巻1号（2025年）167頁がある。

にもかかわらず、デビットカード情報を利用し、……振込を依頼する旨の虚偽の情報を与え、……三菱UFJ銀行本店に開設されたJCBデビット資金清算口座の預金残高を……増加させて財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作るなどし、よって、……合計アメリカ合衆国2万4000ドル余りの前記オンラインカジノサービスを利用し得る地位を得て、もって財産上不法の利益を得た。」

第2：「被告人は、……三菱UFJ銀行が提供するインターネットバンキングにアクセスし、……三菱UFJ銀行の預金残高管理、振替、振込等の事務処理に使用される電子計算機に対し、被告人口座に振り込まれた本件誤振込金につき、誤って振り込まれた被告人に無関係なものであることを認識しているものの、その旨を三菱UFJ銀行に告知していないため、本件誤振込金について振込依頼等をすることが許されないにもかかわらず、被告人口座から住信SBIネット銀行株式会社法人第一支店に開設された株式会社AMK名義の普通預金口座に……振込を依頼する旨の虚偽の情報を与え、……三菱UFJ信託銀行栃木芳賀センターに設置された電子計算機に接続されている磁気ディスクに記録された株式会社AMK名義の普通預金口座の預金残高を……増加させて財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作るなどし、よって、前記オンラインカジノサービスを合計3592万4691円分利用し得る地位を得て、もって財産上不法の利益を得た。」

このほかに、被告人は、三菱UFJ銀行が提供するインターネットバンキングにアクセスし、さらに2つのオンラインカジノサービス代行決済業者の普通預金口座の預金残高を増加させて財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作るなどし、よって、前記オンラインカジノサービスを利用し得る地位を得たことが認定されている。

その上で、1審判決は、「法令の適用に関する補足説明」として、被告人の本件振込依頼はその預金債権の正当な権利行使であり、電子計算機に虚

偽の情報を与えるものではなかったとする弁護人の主張に対し、以下のよう
に述べる。

「阿武町職員が、令和4年4月8日に本件誤振込金を被告人口座に振り込
んだ事実が認められるところ、最高裁判所第二小法廷平成8年4月26日判
決を前提とすると、この時点で、被告人と三菱UFJ銀行との間に本件誤振
込金相当額の普通預金契約が成立し、被告人が三菱UFJ銀行に対し本件誤
振込金相当額の預金債権を有していたものと認めることができる。」

「検察官は、このような被告人と三菱UFJ銀行との権利関係を踏まえ、最
高裁判所第二小法廷平成15年3月12日決定（以下、『平成15年判例』と記す）
を引用し、被告人には三菱UFJ銀行に対し誤った振込があることを告知す
べき義務（以下、これを単に「告知義務」という。）があり、被告人はこれに違
反して本件送金行為等に及んでいるのであるから、本件送金行為等は正当
な権利行使ではない旨主張している。」

「ア 被告人は、本件送金行為等に及ぶまでの間に、被告人口座に本件誤
振込金が振り込まれていることを知っていたのであるから、平成15年判例
に従うと、信義則上、被告人には、本件送金行為等の時点で三菱UFJ銀行
に対する告知義務があったものといえる。」

「イ ……平成15年判例は、誤って受取人口座に金銭が振り込まれた場合、
これを知った被仕向銀行が、自らの口座入金手続に過誤がないかを調査し、
さらに、仕向銀行及び仕向銀行を通じて振込依頼人に照会するなどした上、
振込依頼人に過誤があり組戻しを求められれば、受取人の承諾を得た上で
組戻しの手続を採るとというのが銀行実務（以下、『調査等手続』という。）で
あることを前提として、誤って受取人口座に金銭が振り込まれた場合に、関
係者間での無用な紛争の発生を防いだり、あるいは、被仕向銀行が振込依
頼人と受取人との間の紛争等に巻き込まれないようにすることで振込送金
制度の円滑な運用を維持するために、被仕向銀行に調査等手続を採る利益
を認めるとともに、その利益を実質的なものとするために、受取人口座に
誤った振込みがあったことを受取人が知った場合には、信義則に基づき受

取人に被仕向銀行に対する告知義務を課することを内容としているものである。」

「このような平成15年判例の趣旨に照らすと、仮に、既に被仕向銀行が受取人口座に誤った振込みがあったことを知っているという事情があったとしても、被仕向銀行としては、関係者間での無用な紛争の発生を防いだり、あるいは、被仕向銀行が振込依頼人と受取人との間の紛争に巻き込まれないよう^マするために、誤って受取人口座に振り込まれた金銭についてどのように処理をするのが相当かを早期に検討する必要があるといえる。そして、その検討のためには、受取人口座に誤って振り込まれた金銭について、その原因行為の有無等につき受取人がどのように認識しているかをなるべく早期に被仕向銀行が知る必要がある。そうすると、被仕向銀行が受取人口座に誤った振込みがあることを既に知っていたとしてもなお、受取人には被仕向銀行に対する告知義務があるというべきである。」

「平成15年判例が、誤って受取人口座に振り込まれた場合に、これを知った被仕向銀行に調査等手続を採る利益を認めていることを考えると、告知義務に違反している受取人が、被仕向銀行が調査等手続を完了するまでの間に、誤って受取人口座に振り込まれた金銭分の預金について権利行使をすることを許せば、被仕向銀行に調査等手続を採る利益を認め、そのために受取人に告知義務を認めながら、一方で、その告知義務に違反する受取人が被仕向銀行の調査等手続を採る利益を侵害する行為を許すことになり、前記のとおり平成15年判例の趣旨を没却することになる。」

3 控訴審判決の要旨

この1審判決に対して、弁護人は、仕向・被仕向の両銀行が先に誤振込みの事実を知っていた点で、本件は平成15年判例とは事案が異なり、誤振込みであることが明らかな本件では、銀行が調査等手続を執る利益は認められず、被告人には信義則上の告知義務は認められないこと、インターネッ

トバンキングでの振込依頼には正当な権利行使であることを告知する余地はなく、よって本件では「虚偽の情報」は与えられていないこと等を主張して控訴した。これに対して、広島高裁は、2024（令和6）年6月11日の判決（以下、「控訴審判決」と記す。）において、以下の理由でその控訴を棄却した。

すなわち、「平成15年判例が指摘する銀行実務において、受取人が誤った振込があるとの認識を有していることを被仕向銀行に明らかにすることが前提とされており、受取人による告知は、受取人が誤振込であると認識していることを被仕向銀行が知ることに重要な意義がある」のであり、「銀行にとって、払戻請求を受けた預金が誤った振込によるものか否かは、直ちにその支払に応ずるか否かを決する上で重要な事柄であり、受取人について、自己の口座に誤った振込があることを知った場合には、銀行に上記の措置を講じさせるため、誤った振込があった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があると解されるのであり、加えて、社会生活上の条理からしても、誤った振込については、受取人において、これを振込依頼人等に返還しなければならないのであって、誤った振込金額相当分を最終的に自己のものとするべき実質的な権利はないのであるから、そのような告知義務があることは条理上も当然のことというべきである。そうすると、本件において、振込依頼人である阿武町や本件仕向銀行から、本件被仕向銀行に対し本件振込が誤振込であるとの申出がなされていても、銀行実務に沿った事務処理を円滑に遂行する必要からして、受取人たる被告人が当該振込について誤振込であると認識していることを、本件被仕向銀行に対し申し出ていない被告人に、信義則上、また社会生活上の条理からしても、告知義務がなお否定されないことは当然の帰結である」から、「原判決は、平成15年判例が指摘する銀行実務の目的を踏まえ、その目的達成のために被仕向銀行に調査等手続を執る利益が認められ、その利益を実質的なものとするために被告人に信義則による告知義務が認められると説示し、本件においても、本件被仕向銀行が誤振込の事実を実際には知っているという事情があったとしても、上記銀行実務の目的達成のために、被告人が原因行為の有無

等についてどのように認識しているかをなるべく早く知る必要があるから被告人に告知義務が認められるとの判断を示している」のであって、「そのような原判決の判断に誤りがあるとはいえない。」と。

続けて控訴審判決は、「被告人の告知義務を否定した場合、振込依頼人である阿武町からは、4630万円にも及ぶ本件振込が誤振込であり、しかもその原資が公金であると主張され、被告人からの払出請求に応じないように求められ、他方において、被告人との間では誤振込相当額の預金債権が成立しているという状況にある本件被仕向銀行において、被告人が誤振込である旨の認識を有していることを知ることができないまま、被告人から債務不履行責任を追及されるリスクを負担して権利行使を拒否するか、振込依頼人から損害賠償請求を受けるリスクを負担して被告人の権利行使に応じるかの判断を迫られるのである。」と述べて、「被告人の告知義務を否定する所論は、むしろ、本件被仕向銀行を振込依頼人と受取人との原因関係をめぐる紛争に巻き込み、振込依頼人や受取人ほか関係者間の無用の紛争を招くものであり、ひいては安全な振込送金制度の円滑な運用を妨げるものであるといわざるを得ない」と述べる。

控訴審判決は、さらに、受取人に対する債権者による誤振込み金額の差押えに対する誤振込人からの第三者異議の訴えを棄却した最判平成8・4・26民集50巻5号1267頁(以下「平成8年判例」と記す。)と預金通帳盗難被害者からの払戻請求を認めた最判平成20・10・10民集62巻9号2361頁(以下「平成20年判例」と記す。)に言及し、「平成8年判例は、誤振込によって成立した預金債権を第三者が差し押さえたのに対し振込依頼人が第三者異議の訴えを提起したものであり、受取人が成立した債権について権利行使した事案ではないし、また、平成20年判例は、受取人が被仕向銀行に対し払戻請求をしているものの、その請求は第三者によって払い出された自己の金銭の取戻しの側面を有していた事案である。そして、各判例共に、誤振込金一般について、受取人が民法上無制約に権利行使可能であるとは判示していない」と述べる。

最後に、インターネットバンキングにおいては、送金行為等が正当な権利行使であるという情報も含む入力は求められてもいないという主張に対しては、「本件において、被告人が情報を入力した電子計算機は、利用者が銀行職員等と対面することなく即時に支払委託や振込依頼を行う手続きを支えるものであって、そのような手続きを安全円滑に機能させるためには、その利用者は権利行使に当たり告知義務が必要であるなどといった何らかの制限を有していない者であることが当然の前提として求められていると解される」等と述べて、被害者である被仕向銀行において「受取人が誤振込であることないし原因関係がないことを認識していると知ることには重要な意義があるから、これについて同銀行が利害関係を負わないなどということとはできない」と述べて、弁護人の主張は「平成15年判例の趣旨を正解しないものといわざるを得ない。」と結論づける。

要するに、控訴審判決は、仕向・被仕向の両銀行がまだ誤振込みの事実を知らないうちに、その事実を告知しないで払戻しを請求し、かつ払戻しを受けた事案に関する平成15年判例³⁾が、受取人が「誤った振込み」があることを知った場合には、「誤った振込みがあった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務がある」と述べた趣旨は、「誤った振込み」があることを被仕向銀行に知らせるだけでなく、自己がそれを「誤った振込み」と認識していることを告知する義務も含むもので、そう解する理由は、「被告人が誤振込である旨の認識を有していることを知ることができないまま、被告人から債務不履行責任を追及されるリスクを負担して権利行使を拒否するか、振込依頼人から損害賠償請求を受けるリスクを負担して被告人の権利行使に応じるかの判断を迫られる」ことに求めているようである。裏返せば、これは、「被告人が誤振込である旨の認識を有していることを被仕向銀行が知れば、その払戻請求を拒否しても、被仕向銀行は被告人から債務不履行責任を追及されるリスクを負担しない」という理解があるものと思われる。

3) 最決平成15・3・12刑集57巻3号322頁。

4 両判決の問題点

(1) 本件において重要な事実

筆者は、以前に、本件の1審判決の問題点を検討したことがある⁴⁾。重複するところはあるが、以下では、これに加えて、控訴審判決を含む両判決の問題点を検討しようと思う。

本件は、これまでの誤振込み関係の刑事事件と異なり、被告人が誤振込みの事実を知ったのは仕向・被仕向銀行、振込依頼人がこれを知った後であり、かつ、本件誤振込みの原因は、仕向銀行、被仕向銀行の過誤ではなく、振込依頼人である阿武町の職員の過誤であったことも、被告人による決済代金の支払委託や振込依頼の前に明らかになっていたというものである。よって、被告人には、少なくとも阿武町からの本件送金が誤振込みであることは告げられていたものと考えられる。その上で、被告人は、阿武町と被仕向銀行からの組戻しの要請を当面拒否し、その後自己の口座からオンラインカジノサービスの代行決済業者等名義の普通預金口座に送金することをインターネットで指示したものである。

(2) 平成15年判例および従来の裁判例等との事案の相違

この点につき、本判決が引用する平成15年判例の事案および誤振込みが問題となった刑事裁判例の事案との相違を、改めて確認しておこう。

まず、平成15年判例の事案は、振込依頼人側の過誤により、振込送金先を被告人名義の普通預金口座に変更する旨の届出が誤ってなされたため、合計75万円余が同口座に振り込まれ、その後、被告人は、通帳の記載から、入金される予定のない「誤った振込み」があったことを知ったが、これを自

4) 本件の「意見書」を基に、1審判決の問題点を検討したものとして、筆者はすでに前掲注1)『誤振込みと財産犯』109頁に「阿武町誤振込み事件第1審判決の問題性について」と題する小稿を公刊している。

己の借金の返済に充てようと考え、自己の普通預金口座のある銀行支店の窓口係員に対し、「誤った振込み」があった旨を告げることなく、その時点で残高が92万円余りとなっていた預金のうち88万円の払戻しを請求し、同係員から即時に現金88万円の交付を受けたというものである。この事案では、被告人が誤振込みの事実を知るより前に仕向銀行や被仕向銀行が誤振込みの事実を知ったという事情はない。また、注意すべきは、払戻し請求の時点で被告人が知っていたのは、仕向・被仕向銀行の過誤による誤記帳・誤発信の場合をも含む「誤った振込み」であって、振込依頼人の過誤による狭義の「誤振込み」ではないということである。平成15年判例は、この「誤った振込み」を超えて、狭義の「誤振込み」の認識があることまで告知すべきであると述べたものではない（以下、単に「誤振込み」というときは、この狭義の「誤振込み」の意味である）。

誤振込みの一種である振込み人による過剰入金——原因関係を成す債務よりも多額の金員を振り込むこと——に関しては、平成6年9月12日の東京高裁判決⁵⁾がある。その事実は、振込依頼人から送金依頼を受けた合衆国の仕向銀行が円建てとドル建てとを誤り、本来の送金金額約44万円の百倍以上の44万ドル、当時の為替レートで約5500万円を被告人の普通預金口座のある被仕向銀行に送金したというものである。被仕向銀行がそれを被告人の普通預金口座に入金記帳した後、被告人は過剰入金であることを知りつつこれを現金自動支払機（以下、「ATM」とする。）から引き出して、自己の債務の弁済や贅沢品の購入、先物取引への投資に当てた。本件については、東京高裁は「本件は、送金した銀行側の手違いにより、誤って被告人の預金口座に入金があったに過ぎず、被告人に右預金について正当な払戻し権限のない場合である」として、ATMから銀行支店の占有する現金を窃取したとし、窃盗罪の成立を認めている。この事案でも、被告人が「誤った振込み」の事実を知るより前に仕向銀行や被仕向銀行が「誤った振

5) 東京高判平成6・9・12判時1545号113頁（上告後上告棄却により確定）。

込み」の事実を知ったという事情はない。それどころか、これは仕向銀行の「誤発信」の事案であって、「誤振込み」の事案ではない。

昭和51年11月11日の札幌高裁判決⁶⁾の事案は、振込依頼人の過誤による誤振込みに関するものであった。本件については、「本件の誤入金の原因は振込人の錯誤にあ」との判示があり、銀行側の「誤発信・誤記帳」の事案ではない。札幌高裁は、これについて詐欺罪の成立を認めているが、この事案でも、被告人が「誤振込み」の事実を知るより前に仕向銀行や被仕向銀行が「誤振込み」の事実を知ったという事情はない。というより、本件についても、被告人には「誤振込み」であると断定できるような認識はないと思われる。

なお、下級審の上記2判決は、いずれも振り込まれた預金債権の成立を否定し、かつ払戻し前の受取人の口座に記帳されている預金債権額に相当する現金の占有は被仕向銀行にあるとして詐欺罪や窃盗罪を認めている⁷⁾。しかし、平成15年判例は、誤振込みであっても「受取人である被告人と振込先の銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、被告人は、銀行に対し、上記金額相当の普通預金債権を取得する」ことを前提としている。そして、その先例として参照されたのは、控訴審判決も引用する「平成8年判例」であるが、その事実関係は、次の通りである。

すなわち、上告人は、譲渡担保付金銭消費貸借公正証書の執行力のある正本に基づいて誤振込みの受取人 T 名義の普通預金債権572万円余りを差し押さえたが、被上告人は、この T 名義の普通預金口座に誤って558万円余を振り込んだことを理由として、この預金債権に対する部分につき第三者異議の訴えによりその排除を求め、原審はこの請求を認容したため、上

6) 札幌高判昭和51・11・11判タ347号300頁。

7) 他方、東京地判昭和47・10・19判例集未登載は、誤って別の業者が自分の口座でなく被告人の口座のコード番号を書いたため、被告人に工事代金が振り込まれたケースで、誤振込みに気づきながらこれを引き出した被告人に遺失物等横領罪を認めている。これについては、原田國男「誤って振り込まれた預金の払戻しと占有離脱物横領罪の成否」研修337号(1976年)110頁参照。

告人が上告したというものである。これに対し、平成8年判例は、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。」と述べ、他方「振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできない」として、原判決を破棄し、被上告人の請求を棄却した。したがって、今日では、「誤発信」や「誤記帳」の事案については後述のように争いはあるが、振込人の過誤による「誤振込み」について預金債権の成立を否定する前提は、判例において採られていない。この点は、本件の1審および控訴審の両判決も同じである。そして、「誤振込み」の場合、預金債権は成立していると解するからこそ、この事件では第三者異議の訴えが斥けられたのである。

さらに重要なことは、下級審も含め、「誤発信」を含む「誤った振込み」の事案においてこれまで詐欺罪や窃盗罪の成立が認められてきた事案には、被告人が「誤った振込み」（「誤振込み」に限られないことに注意）の事実を知るより前に仕向銀行や被仕向銀行が「誤振込み」の事実を知ったという事情はないということである。しかも、本件では、「誤振込み」の原因が振込人である阿武町の職員の過誤にあり、「誤発信」や「誤記帳」の事案でないことは、被告人の支払委託や振込依頼の前に明らかになっていたのであり、そのことは被告人にも伝えられていた。

そして、両判決は誤解しているのであるが、平成15年判例が受取人に義務づけたのは「誤った振込み」の告知であって、振込依頼人の過誤によって振り込まれたという意味での「誤振込み」の認識の告知ではないのである。

(3) 「調査等手続きを取る利益」の意味

そこで、本件のように、被告人が「誤振込み」の事実を知ったのは仕向銀行、被仕向銀行、阿武町の関係者がこれを知った後であり、かつ、本件誤振込みの原因は、仕向銀行、被仕向銀行の過誤ではなく、振込依頼人である阿武町の職員の過誤であった場合にも、被仕向銀行に、1審判決がいう「調査等手続きを取る利益」や、控訴審判決がいう「受取人が誤振込みであることを認識していることを知る利益」、言い換えれば受取人による預金債権の譲渡等を妨げる財産上の利益があるかが問題となる。

この点については、平成15年判例がどのような理由で、この「調査手続きを取る利益」を認めたのかを確認する必要がある。実は、平成15年判例がこの利益を認めたのは、以下の理由に拠るのである。

すなわち、同判例は、たしかに「銀行実務では、振込先の口座を誤って振込依頼をした振込依頼人からの申出があれば、受取人の預金口座への入金処理が完了している場合であっても、受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に戻す、組戻しという手続きが執られている。また、受取人から誤った振込みがある旨の指摘があった場合にも、自行の入金処理に誤りがなかったかどうかを確認する一方、振込依頼先の銀行及び同銀行を通じて振込依頼人に対し、当該振込みの過誤の有無に関する照会を行うなどの措置が講じられている。」と述べ、その上で「これらの措置は、普通預金規定、振込規定等の趣旨に沿った取扱いであり、安全な振込送金制度を維持するために有益なものである上、銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれないためにも必要なものといえることができる。また、振込依頼人、受取人等関係者間での無用な紛争の発生を防止するという観点から、社会的にも有意義なものである。したがって、銀行にとって、払戻請求を受けた預金が誤った振込みによるものか否かは、直ちにその支払に応ずるか否かを決する上で重要な事柄であるといわなければならない。」と結論づけている。

ここで注目すべきなのは、「自行の入金処理に誤りがなかったかどうかを確認する一方、振込依頼先の銀行……に対し、当該振込みの過誤の有無に

関する照会を行うなどの措置」と述べられている部分である。というのも、平成15年判例の最高裁調査官解説（以下、単に「調査官解説」という。）は、「被仕向銀行において必要な調査、照会をし、被仕向銀行、仕向銀行の事務処理に過誤がなかったことが明らかになった後、受取人が組戻しに応じず、預金の払戻しを強く請求したときには、これに応じざるを得ないことになる。……本件では、欺罔行為を用いて支払時期を早めた期間だけに着目すれば、社会通念上別個の支払に当たるといい得る程度の期間、支払時期を早めたものとはいえないであろう。」⁸⁾と述べた上で、「誤振込みに係る事案については、当初から預金債権の成否が関係者間で明らかになっているわけではなく、被仕向銀行の調査、照会等の結果を待って、その成否が明らかになるのである。そして、被仕向銀行の調査、照会等の結果、預金債権の成立が否定される可能性がある以上、調査、照会等の手続を経た上での預金の払戻しと、それを経ない預金の払戻しとは、質的に全く異なるものといえる。」と展開し、「そうすると、誤振込みに係る預金の払戻しであることを秘して行われた預金払戻請求に基づく払戻しと、これを告知した上で行われた預金の払戻しとは、社会通念上別個の払戻しに当たるといえるから、誤振込みに係る預金の払戻しであることを秘して行われた預金払戻請求が詐欺罪に該当することは明らかである」と結論づけているからである⁹⁾。

つまり、預金債権が有効に成立する「誤振込み」の場合でも詐欺罪などの財産犯が成立し得るのは、「当初から預金債権の成否が関係者間で明らかになっているわけではな」いために「被仕向銀行の調査、照会等の結果、預金債権の成立が否定される可能性がある」ことを理由として、かつその限度で、なのである。

8) 社会通念上別個の支払に当たるといい得る程度の期間、支払時期を早めたものとはいえないという理由で詐欺罪を認めた原判決を破棄した裁判例として、最判平成13・7・19刑集55巻5号371頁がある。

9) 以上は、宮崎英一「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇（平成15年度）』（法曹会、2006年）133頁以下から引用。

このことは、平成15年判例後に、被仕向銀行に対する誤振込金の払戻請求権を認めた平成20年判例の調査官解説も、次のように述べて認めている。すなわち、「被仕向銀行の調査、照会等の結果、預金債権の成立が否定される可能性がある以上、調査、照会等の手続を経た上での預金の払戻しと、それを経ない預金の払戻しとは、質的に全く異なり、前者と後者とは、社会通念上別個の払戻しに当たるといえるから、誤振込みに係る預金の払戻しであることを秘して行われた預金払戻請求が詐欺罪に該当することは明らかである。」¹⁰⁾と。その上で、「銀行は、上記の調査、照会等の手続に必要な限度で現金を保持するという財産上の利益があるのに、誤振込みに係る預金の払戻しであることを秘して払戻請求がされたことにより、現金の交付を余儀なくされたので、財産罪である詐欺罪が成立するというものであろう。」¹¹⁾という理解が示される。

このように「被仕向銀行の調査、照会等の結果、預金債権の成立が否定される可能性がある」場合に被仕向銀行に「調査等手続きを取る余裕」を認める必要があるのは、この時点では「預金債権の成否が関係者間で明らかになっているわけではな」いために、被仕向銀行が無効な預金債権を知らずに払い戻すリスクを負うからである。これに対して被仕向銀行の調査、照会等の結果、預金債権の成立が認められることが明らかになれば、被仕向銀行はこのようなリスクを負わずに払い戻すことになるので、銀行側の過誤ではない「誤振込み」であることが明らかになった場合には、「受取人が組戻しに応じず、預金の払戻しを強く請求したときには、これに応じざるを得ないことになる」¹²⁾のである。

(4) 本件では預金債権は不成立か？

では、「預金債権の成立が否定される」のはどのような場合であろうか。

10) 石丸将利「判解」『最高裁判所判例解説民事篇(平成20年度)』(法曹会、2011年)515頁。

11) 石丸・前掲注10)516頁(注40)。

12) 宮崎・前掲注9)133頁以下。

先の平成15年判例に関する調査官解説によれば、それは、振込みの際に仕向銀行に過誤がある場合（「誤発信」）と、被仕向銀行に過誤がある場合（「誤記帳」）の二つである。同調査官解説は、「誤記帳」の場合につき、「普通預金規定（ひな型）」3条1項が受取人の口座に振込みがあることを預金債権成立の根拠としていると解して、「誤発信」の場合につき、同規定3条2項が受取人の同意を得ない「一方的取消権」を認めていることを根拠として、いずれの場合にも預金債権は成立しないと解している¹³⁾。これに対し、振込（依頼）人の過誤による誤振込みの場合には、平成8年判例に従い、預金債権は有効に成立するのである。

もちろん、銀行の過誤の場合には預金債権は不成立だという前提には問題がある。というのも、それは銀行側の「一方的取消権」の存在を根拠とするものであるが、「取消し」と「無効」は異なるものであって、「取消し」によって法律行為が遡及的に無効となるとしても、取り消されるまでは、その法律行為は有効だということは、民法の「法律行為」におけるイロハだからである。現に、類似の預金規定を持つドイツでは、2000年11月8日の連邦通常裁判所の決定¹⁴⁾が、「誤振込みばかりでなく誤記帳もまた、まずもって、預金元帳への預金債権記載の実行によって請求権を発生させる。」と述べている。つまり、「一方的取消権」があることを預金債権不成立の根拠とするのは、「取消し」と「無効」の混同なのである¹⁵⁾。

しかし、それを置いても、本件の事案は、そのような「一方的取消権」の存在を疑わしめるものではない。なぜなら、本件では、被告人が「誤振

13) 宮崎・前掲注9) 127頁以下（注8）参照。本件に関わる三菱UFJ銀行の普通預金規定4条にも、類似の定めがある。もっとも、そこには預金口座に「現金を受け入れる」という定めと誤発信の場合の「一方的取消権」の定めがあるだけであり、受取人の口座に振込みがあることを預金債権成立の根拠としているとまでは読み取れない。以上につき、松宮・前掲注1)『誤振込みと財産犯』55頁以下参照。

14) BGHSt 46, 196 = BGH NJW 2001, 453.

15) 佐竹・前掲注1) 108頁は、「誤記帳」や「誤発信」の場合には預金債権の成立は否定されると解しているが、それもまた、「取消し」と「無効」の混同である。

込み」の事実を知ったのは仕向銀行、被仕向銀行、阿武町の関係者がこれを知った後であり、かつ、本件「誤振込み」の原因は、仕向銀行、被仕向銀行の過誤ではなく、振込依頼人である阿武町の職員の過誤であったことが、被告人が「誤振込み」の事実を知った時点ですでに明らかになっていたからである。しかも、本件では、冒頭で述べたように、被告人による本件振込依頼の前に、仕向銀行から阿武町に「誤振込み」の指摘があった上で仕向銀行から被仕向銀行に本件「誤振込み」についての組戻しのお願いの電話連絡がなされていた。その上で、阿武町職員が被告人宅を訪問し、被告人に対して本件「誤振込み」について、被仕向銀行まで手続きに行くことを依頼した。その際、被告人は、阿武町職員から、組戻しは受取人本人が銀行に行かないと手続きできないとの説明を受けている。さらに、本件で組戻しを実施すべき被仕向銀行側の担当者は、受取人本人が直接申請しないと組戻しはできないと阿武町の副町長に説明していた。加えて、阿武町からは被告人が本件振込依頼をする前に仕向銀行に組戻依頼書が提出され、上記振込組戻センターに組戻依頼電文が送信されていた。そこで、被仕向銀行は振込金組戻承諾書の準備をして、被告人らの到着を待っていた。

つまり、本件では、銀行側の過誤の可能性を理由とする「被仕向銀行の調査、照会等の結果、預金債権の成立が否定される可能性」はすでに否定され、本件「誤振込み」は振込人の過誤によるものであり、その預金債権は有効に成立していることが明らかだったのである。しかも、本件の証拠からは、組戻しの準備はすでに終わっており、あとは振込金組戻承諾書への被告人の署名・押印を待つばかりであったことまで窺われる。

この段階での預金口座からの送金指示は、「振込依頼人から振込委託に誤りがあったことを理由に組戻しの請求がされた後に受取人から払戻しの請求があった場合」¹⁶⁾と同じであって、このような場合には、平成8年判例によれば「振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を

16) 大坪丘『最高裁判所判例解説民事篇(平成8年度)』(法曹会、1999年)378頁。

有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではない」のである。ましてや、振込依頼人と受取人とを仲介するに過ぎない被仕向銀行が、受取人による「右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得する」ことはあり得ないであろう¹⁷⁾。だからこそ、本件で組戻しを実施すべき被仕向銀行側の担当者は、受取人本人が直接申請しないと組戻しはできないと阿武町の副町長に説明していたのである。

つまり、本件では、被告人が誤振込みを知った時点で預金債権が成立していることはすでに明らかであって、被仕向銀行に「右預金債権の譲渡を妨げる権利」は認められないのである。

(5) 銀行に払戻請求を拒否する権利はあるか？

これに対して控訴審判決は、「被告人との間では誤振込相当額の預金債権が成立しているという状況にある本件被仕向銀行において、被告人が誤振込である旨の認識を有していることを知ることができないまま、被告人から債務不履行責任を追及されるリスクを負担して権利行使を拒否するか、振込依頼人から損害賠償請求を受けるリスクを負担して被告人の権利行使に応じるかの判断を迫られる」という。しかし、本件は、被告人の認識いかんにかかわらず「誤振込み」の事案なのであるから、被仕向銀行に受取人の払戻請求という「権利行使を拒否する」権限はない。また、預金債権は有効に成立しているので被仕向銀行は預金債務を履行するだけであり、あとは振込依頼人が受取人に不当利得の返還を請求するだけである。したがって、被仕向銀行が「被告人から債務不履行責任を追及されるリスクを負担して権利行使を拒否するか、振込依頼人から損害賠償請求を受けるリスクを負担して被告人の権利行使に応じるかの判断を迫られる」という事態はあり得ないのであって、受取人があくまで払戻しを求めるのであれば、権利行使に応じるしかなく、かつ、その場合に「振込依頼人から損害賠償

17) 銀行はあくまで支払仲介機関にすぎないのである。同様の指摘は、佐竹・前掲注1）107頁。

請求を受けるリスク」もないのである。

よって、この点に、控訴審判決の決定的な誤りがある。このような民事の権利関係を無視した誤った推論による有罪判決の維持は、到底認められるものではない。

(6) 「銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれない利益」

さらに、平成8年判例は、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。」と述べていた。つまり、預金債権は「その原因関係の有無等」にかかわらず「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったとき」に成立するのである。しかも、その理由には、「振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られている」(下線筆者)とされている。預金債権が成立している「誤振込み」の場合に、なぜ、被仕向銀行が「被告人が誤振込である旨の認識を有していることを知る」必要があるのであろうか。そんなことをしたら、「多数かつ多額の資金移動を円滑に処理する」ことができなくなるではないか。

むしろ、控訴審判決の考え方こそが、「誤振込み」は「本来振込依頼人と受取人間の原因関係をめぐるトラブルなのに、銀行を紛争に巻き込み、対応困難な立場に置くことになる」¹⁸⁾ ものであろう。なぜなら、——平成15年判例によれば、受取人には「誤振込み」の告知までは求められていないのに——被仕向銀行にそのような「誤振込み」についての受取人の認識を

18) 大坪・前掲注16) 378頁。

知る必要があるのであれば、そのような事実の兆候がありながらこれを調査しなかったことが銀行の過失となり、「誤振込み」の振込依頼人や受取人から損害賠償を請求されることにもなりかねないからである。本来、「銀行はいわば支払仲介機関にすぎないのであり、銀行としては、どのような原因で振込みがされるかについては一切考慮しないし、考慮もできない」¹⁹⁾のである。本件のように仕向銀行から振込依頼人である阿武町に誤振込みの指摘があったのは、銀行の義務を超えた預金者へのサービスであったと思われる。もちろん、そのような顧客へのサービスが銀行業務に好影響を及ぼすことは否定されないが、このことは、ここに銀行の財産上の利益があると考えることを正当化しない。

(7) 平成8年判例と平成20年判例の趣旨

この点で、控訴審判決が「平成8年判例は、誤振込によって成立した預金債権を第三者が差し押さえたのに対し振込依頼人が第三者異議の訴えを提起したものであり、受取人が成立した債権について権利行使した事案ではないし、また、平成20年判例は、受取人が被仕向銀行に対し払戻請求をしているものの、その請求は第三者によって払い出された自己の金銭の取戻しの側面を有していた事案である。」と述べ、「各判例共に、誤振込金一般について、受取人が民法上無制約に権利行使可能であるとは判示していない」と評するのも、以上の検討から、独自の解釈であることが明らかとなる。たしかに平成8年判決は受取人が成立した債権について権利行使した事案ではないが、その債権者がその「誤振込み」債権を差し押さえられるのは、受取人がそれについて預金債権を獲得し、それを譲渡することもできるからである。また、平成20年判例は第三者によって払い出された自己の金銭の取戻しにかかるものであるが、それを許容するという判断は、この場合にも振り込まれた預金債権は有効に成立しており、それを被仕向銀

19) 大坪・前掲注16) 378頁。

行が誤って第三者に払い戻したという判断があるからである。いずれも、「誤振込金一般について、受取人が民法上無制約に払戻しの権利行使が可能である」ことを前提とした判断である。

よって、控訴審判決は、平成8年判例と平成20年判例の趣旨を取り違えたものである。

(8) 「虚偽の情報」の意味

以上の検討から、本件では、平成15年判例を前提にしても、否、むしろそれを前提にするからこそ、被告人が被仕向銀行に誤振込みの事実を告知せずに誤振込金を振込送金させた行為について、被仕向銀行に対する「誤振込み」に関する認識についての「告知義務」を認めることはできない。したがって、本件では、被告人が「振込を依頼する旨の虚偽の情報を与え」たことも認められない。なぜなら、「虚偽」の前提となる「誤振込み」に関する認識についての「告知義務」が認められないからである。預金債権は有効に成立しており、かつ、そもそも「誤振込み」の認識についての「告知義務」はないのであるから、被告人が「虚偽の情報を与え」たことにもならないのである。

よって、本件では、刑法246条の2にいう「人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作」ったという電子計算機使用詐欺罪の構成要件は充足されない。

5 むすびに代えて

以上の検討から、本件では、被告人が「誤振込み」の事実を知った時点ですでに預金債権の成立は明らかであり、したがって、被告人と阿武町との間の紛争は両者間で処理されるべきものとなったと考えられる。そこには、被告人に被仕向銀行に対して誤振込みの認識についての「告知義務」

を認めるべき事実は存在しない。ゆえに、被告人が被仕向銀行の電子計算機に対して「虚偽の情報」を与えたという事実も認められず、よって電子計算機使用詐欺罪の成立も認められない。

なお、付言すれば、本件では、誤振込人の側から被告人に対して組戻しに応じるように働きかけがなされたが、被告人がその場では組戻しに応じない態度を見せても、誤振込人の側が不当利得返還請求債権の保全手続きを取ったという事情は認められない。

そこで、この時点での誤振込人の側と被告人との間のやり取りがどのようなものであったかが重要となる。というのも、場合によっては、誤振込人の側が不当利得返還債権の保全手続きを取らずに、その保全を被告人に委ねたと解する可能性もないではないからである。もちろん、そのような事実は軽々に認定されるべきものではないが、仮にそれが認定できるのであれば、被告人は誤振込人の側から、その不当利得返還請求債権の保全という財産上の「他人の事務」を委ねられたと解する余地がないでもない。その場合には、刑法247条にいう「他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えた」として、背任罪の成否が問題となる²⁰⁾。しかし、本判決を見る限り、こう推論するための重要な事実は認定されていないようである。

20) 佐竹・前掲注1) 118頁は、「債務の支払の交渉やそれに応じる姿勢を示すこと」が背任罪の「事務処理者」と評価されるなら、交渉のテーブルに立つこと自体にリスクが生じ、紛争の解決を阻害する恐れがあるとする。しかし、ここで指摘しているのは、そのような交渉に応じるのではなく、すぐさま返還することに困難がある場合に、特別に不当利得返還債権の保全を委ねられた場合のことであるから、そのような懸念は当たらない。

【追記】

『立命館法学』2025年2・3号(通巻420・421号)下巻の本論説において、注釈に誤記がありましたので、PDFを以下のとおり修正いたしました。

【正誤表】

本文899頁、脚注30)の下線部分に誤記がありました。関係当事者の方にはご迷惑をおかけし恐縮です。お詫びして訂正させていただきます。

●899頁 脚注30) 2行目

誤：①事件(大阪地方裁判所令和5年(わ)第590号等事件)

正：③事件(大阪地方裁判所令和5年(わ)第590号等事件)